

(お知らせ)

令和6年4月26日
京都市会事務局
担当：調査課
電話：075-222-3697

議員提案によるケアラー支援条例（仮称）の制定について

この度、京都市会では、議員提案によるケアラー支援条例（仮称）の制定に向け、下記のとおり、議会が一体となって取組を進めていくことといたしますのでお知らせします。

記

1 議会一体となった議員提案による条例の制定について

ケアラー支援に関する条例を、市会議員全員の共同提案により、令和6年9月市会において全会一致で可決することを目指す。

2 条例制定までの進め方

(1) プロジェクトチームの設置

令和6年5月市会中に、各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、条例の制定に向けた検討を行う。

(2) 意見聴取等の実施

関係団体からの意見聴取や、パブリックコメント等を実施

(3) 条例案の提案・可決

市会議員全員の共同提案により、令和6年9月市会において全会一致で可決を目指す。

3 プロジェクトチームの位置付け

京都市会基本条例第24条※に規定する「政策研究会」

※ 京都市会基本条例

（政策研究会の設置）

第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。

(参考) 市会議員全員の共同提案（プロジェクトチームを設置）・全会一致により条例を制定した例
「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（平成28年4月1日施行）

- ・ プロジェクトチームの設置（平成27年12月）
- ・ 関係団体、執行機関等からの意見聴取及びパブリックコメントを実施
- ・ 市会議員全員により共同提案、全会一致で可決（平成28年3月25日）